

第49回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成27年10月5日（月）16:31～17:01
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館2階共用220会議室

司会 それでは、本日開催されました第49回「規制改革会議」の概要につきまして、議長の方からレクチャーさせていただきたいと思っております。

冒頭、議長からの御説明の後、質疑応答という形でよろしくお願ひいたします。

では、よろしくお願ひします。

岡議長 皆さん、お待たせしました。

本日の会議の議題の一つ目は「シェアリングエコノミーについて」でございました。

今日は、関係省庁の観光庁、厚生労働省から、このテーマについての議論の進捗状況を含めて御説明をいただいた後、意見交換をしたわけでありまして。

皆さん御存じのように、シェアリングエコノミーというのは大変大きなテーマであります。正に世の中の環境変化、インターネットの活用がこういう形で進んできたことも当然背景にあるわけでありましてけれども、いろいろな資産を有効活用する観点からも、経済活動にも大きな影響を及ぼす可能性のあるテーマだろうと思っております。私どもとしては、シェアリングエコノミーというものを今期の検討テーマの候補の一つではないかと考えておりますが、今日はまだ最終決定する前段階ではありますので、前期、シェアリングエコノミーの中の「民泊」について答申し、閣議決定されている関係から、そのフォローアップという位置づけで取り上げたものでございます。

本日、観光庁及び厚生労働省のお話の後、各委員から大変活発にいろいろな意見が出されました。もちろん、基本的には前向きに実現する方向で検討してほしいという意見もありましたが、民泊の先行事例が幾つもある中で問題も起きているという指摘や意見もありました。私どもは、シェアリングエコノミーという大テーマの中の具体例の一つとして、まず「民泊」に取り組んでいるわけでありまして、今、申し上げたように、方向としては厚労省も観光庁も前向きな検討に着手しているわけですが、対処すべき課題もあるので、具体的にどのような形で実現できるのかということについては、これからはいろいろな角度からの検討が必要なのだろうと思っております。

ある委員からは、海外では、日本で言うところの「民泊」がどのように行われていて、どのような問題があって、それに対してどのような形で解決してきたのかということについて調査して、その結果を我々に報告してもらいたいという意見もございました。

また、ある委員からは、外国にいる方が部分所有しているマンションの共有ゲストルームを、インターネット会社を通じて外国人旅行者の民泊の施設として提供している事例で、

そのマンションの住民といろいろなトラブルが起きているという話もあるという指摘も出されました。そのような実態についても、分かる限り調べて報告をしていただきたいと思いますようお願いいたしました。

しかし、冒頭申し上げましたように、このシェアリングエコノミーというテーマは、それをうまく活用することによって、環境変化への対応と同時に経済効果も期待できるのではないかということについては一致した考え方であります。今、私が申し上げたネガティブな部分も含めて、どのような対策を講じて、この民泊という制度を成功させていくのか。また、この民泊という制度をうまく運ぶことによって、将来的にはもう少し幅広い形でシェアリングエコノミーというテーマに取り組んでいくことにつながっていくだろう。このような考えでございます。

省庁の方からも、既に関係5省庁の連絡会を立ち上げて、いろいろな事態の整理整頓をしておりますという説明もありました。厚労省の資料1 - 3の6ページに記載のとおり、警察庁、消防庁、国交省、観光庁、厚労省という5省庁の連絡会議が立ち上げたことと、できるだけ早く、観光庁と厚労省が共同で有識者検討会を立ち上げ、28年中に結論が得られるよう、さらに検討を進めていきたいとのことでした。

私どもからは、前向きな姿勢は大いに結構だけれども、28年のできるだけ早い時点で結論を出すべく、スピードアップしてほしいと要請しました。それに対しては、できるだけ早くようにいたしますという回答をいただいておりますので、しっかりとフォローアップしていきたいと思っております。同時に、幅広いシェアリングエコノミーについても、できれば検討を進めていきたいと考えております。

本日の二つ目の議題は、規制改革ホットラインの最新の運用状況の報告でございます。お手元の資料2 - 1が「所管省庁への検討要請状況」と「所管省庁からの回答状況」についての直近の数字を記載したものでございます。

資料2 - 2につきましては、今年の4月から9月25日までの間の所管省庁から回答を得た項目114件のうち、関係ワーキング・グループで更に精査・検討を要するとされた項目が24件あります。それ以外のものは、引き続きホットラインチームで検討して、必要に応じワーキング・グループにつなげていくこととなりますが、とりあえず、24件についてはこの資料にありますように、
、
、
と仕分けしております。印につきましては、今回から、規制シートの作成対象にしていくことにいたしました。それが今までの御報告と一つ変わった点でありますので付言させていただきます。

以上が今日の会議の報告でございます。これから皆さん方の御質問にお答えしてまいりますが、その前に、今期の本会議でどういうテーマを審議するかということについてまだ決まっていないのかという御指摘を多分受けると思っておりますので、先にお答えさせていただきますと、「まだ検討中」でございます。次回の本会議には決めたいと思っておりますので、誠に恐縮ではございますが、もうしばらくお待ちいただければと思います。

以上でございます。御質問、御意見があれば、よろしく申し上げます。

司会 それでは、よろしくお願いいたします。

記者 シェアリングエコノミーですが、2点ばかり。1点は確認であります。シェアリングエコノミーの中で、来年、また6月になるのでしょうか、次の答申までに扱うのは民泊の件だけなのか、ほかの分野にも及んでいくのかということが1点。

民泊についてなのですが、恐らく旅館業法はそんなに難しい法律ではないと思いますので、観光庁ですとか厚労省辺りでは、既にどんな緩和の選択肢があるのかということは見えているのでしょうか。全くまだこれからの話なののでしょうかということが2点目です。

今、議長からあえてお話がありましたので、次の本会議はいつなのでありましょか。

以上、3点をお願いします。

岡議長 まず、1点目につきましては、今の時点では、当面、民泊に集中的に取り組もうと考えています。言いかえれば、シェアリングエコノミーの突破口として、民泊から入っていきこうということでございます。それ以外の分野は、例えば自動車などを使ったサービスなど、資料1-1にあるとおりたくさんございます。来年6月の答申に向けて、そのうちどれに取り組むのかという御質問ですけれども、今日現在は白紙で決まっておりません。ですから、やるかもしれませんし、やれないかもしれません。ただ、少なくとも民泊についてはしっかりフォローアップして実現したいと思っています。

2点目の御質問ですが、先ほど言いましたように、関係省庁の連絡会が立ち上がって、問題点の整理はされているようです。具体的にどうするかということについては、近々、厚労省と観光庁で有識者検討会を立ち上げてやるということでもございました。今日の御説明を聞いた限りでは、前向きな姿勢は伺いましたけれども、具体的なところになってきますとまだそれほど議論が進んでいるようには私は受け止めておりません。本日、我々は相当いろいろな意見を述べ、また二つの調査をお願いしましたので、2省庁にはこれからも何度か来てもらって、彼らの検討状況を聴いたり、私どもの意見を述べたりしてフォローアップしていきこうと考えております。

最後の御質問については、まだ正式に決まっておりますが、できるだけ早くと思っています。10月半ば頃までには何とかしたいと思っています。

記者 ありがとうございます。

司会 その他、何かございますでしょうか。

記者 来年中に結論をとということなのですが、Airbnbが非常に先行している中で、若干、スピードとして遅いのではないかと感じるという点が。

岡議長 民泊の件ですか。

記者 民泊の件です。それが1点。

あと、政治の方で民泊新法の検討もされているようなので、そういった新しい法律なども考えられるのかという点が二つ。

もう一つは、都市と田舎と言いますか、都市と地方での考えなのですけれども、地方は農村休暇法で体験宿泊が認められている一方で、都市の方が、国家戦略特区でもようやく

条例の制定は出てきたのですけれども、なかなか合法的な形では進まない。都市と地方の課題といったところについてもお伺いしたいのですが。

岡議長 まず、タイミングの問題につきましては、閣議決定した実施計画では「28年中に結論」となっているのですが、「28年中」といっても1年間ありますので、同じ28年でもできるだけ早く結論を出してほしい。そのような形で関係省庁の検討をスピードアップしてほしいと申し上げました。それに対しては、我々の要請を受け止めてくれたものと思います。

2点目につきましては、我々自身ももう少し勉強が必要だという部分がございますので、民泊という制度を今の旅館業と同じ土俵で、旅館業法の規制を緩和するというアプローチだけで良いのかどうか。全然、別の範疇で考えていくことも必要ではないのですかという意見も出されました。これは実際に検討する省庁がどういう結論を出すか分かりませんが、一つの考え方として、今の規制を緩和して民泊ができるようにするというだけではなくて、新たなアプローチも必要ではないのかという意見も伝えております。それを彼らがどう受け止めるかですけれども、私ども規制改革会議として、本件をしっかりとフォローしていく中でそういう議論は当然出てくると思います。

「都市と地方」という切り口については、シェアリングエコノミーというものを、環境変化によって経済活動の活性化につながるテーマと位置づけ、民泊もその一部であると考えますと、都市と地方というよりも、国全体の経済活動の活性化あるいは成長戦略の方に結びつけて考えた方がよろしいのかなという意見が今日の議論の中では多かったと思います。

記者 シェアリングエコノミーについて、議論の進め方について確認なのですけれども、飽くまで検討をする結論を出していく場所は厚労省と観光庁との検討会で、規制改革会議はそれをフォローアップする立場になるということによろしいのでしょうか。

岡議長 民泊については、前期、既に我々は答申をし、閣議決定もされていますので、これをフォローアップするというのが私どもの基本的なポジションです。ですから、担当省庁である厚労省、観光庁が中心となって、警察庁、消防庁なども含めて検討を進めていく上において、我々がフォローアップするわけですけれども、じっと見ているということではなくて、検討状況を聴きながら、その都度、私どもの意見をまた述べていく。そういう意味では、今日もそのような位置づけの会議であったと整理しておりますので、これからも何回かそういう場はあろうかと思えます。

記者 規制改革会議としても、今回みたいにシェアリングエコノミーについてという議題で会合を持つことが引き続きあるということなのでしょう。

岡議長 多分そうなると思います。

司会 そのほかございますでしょうか。

記者 民泊についてですが、先ほども岡議長から経済効果が見込める大変大きなテーマであるという御説明がありましたけれども、規制改革会議の親会議での主要な議題と言ひ

ますか、これから検討していく項目の一つになっていくものと見てよろしいのでしょうか。

岡議長 可能性はあります。ただ、先ほどお答えしましたように、次回の会議で決定することになっていきますので、その中にシェアリングエコノミーが入るかどうかはもうちょっとお待ちいただきたい。このテーマはフォローアップ項目の一つですので、規制改革会議としては必ずやるわけですが、それを今期の本会議テーマとするのか、あるいはワーキング・グループの検討項目にするのか、双方連携しながらやるのかという選択肢が残っていますので、それはもうしばらくお待ちいただきたい。

記者 あと、今年の6月の答申で民泊について28年に結論をとということで今日ありましたけれども、来年6月に出す新しい答申の時点で観光庁と厚労省の検討会の決着を得て、何かしら内容を答申に盛り込みたいというお考えということでしょうか。

岡議長 そのこのところはまだ彼らの検討結果が、具体的な案と言いますか、政策と言いますか、それが来年6月までに出るかどうかが現時点では分からないのです。今の閣議決定では「28年中に結論を出す」としか決まっていますので、6月ということになりますと、割と早いタイミングになります。繰り返しになりますが、私どもの方からは、28年のできるだけ早い時期に決着をつけたい。そのような形で検討をスピードアップしてくださいという要請はしましたけれども、6月までに結論を出しますという確約をいただいたわけではございませんので、そこはまだ分かりません。

司会 そのほか御質問ありませんでしょうか。

記者 資料と先ほどのお話を整理して、今日出たネガティブな点の問題点がどう分類されるかということなのですが、大きくは民泊サービスの貸主である方が、中心は旅館業法ですか、そこに抵触しているというお話と、あと、民泊のマッチングを行う事業者には何か規制というか、ルールの網をかけるべきではないか。大きくその二つに分けると理解して良いのでしょうか。

岡議長 その二つは多分入ってくると思います。ただ、その二つだけで良いのかどうか。いわゆる民泊の施設を提供する方が責任を持てるのか持てないのか、持てる場合にはどの程度まで持つようにするのかどうかなど、いろいろな議論があるようです。例えば、今日議論があったということで御紹介いたしますと、施設の提供も何でも良いというのではなくて、例えば、所有者が責任を持てる戸建ての家だけにするとか、同じ建物の中に多くの方が住んでいるマンションにある日突然全く関係のない方が来るということについて、ほかの住民との間にトラブルが起きる可能性が多いので分けて考えた方が良いのではないのかという話とか、具体例で出たのはゴミ出しの問題。ある期間、滞在している旅行者がたまたまゴミの収集日に当たったら、ルールに従ってゴミを出すところまで施設の提供者に責任を持たせるのが良いのかどうかという話がありました。

特にマンションの場合、さっき事例を申し上げた外国に住んでいる人がマンションの所有者になっている事実があります。そこに住んでいない人が誰かに貸している。しかも、借りている人もよその国の人だなどということになると、そのマンションの住人からする

と、全く知らない所有者が全く知らない方に又貸しすることになるわけだと。そうすると、マンションの中のいろいろな取決めも全く知らない人が、夜遅く大きな音を出すとか、あるいは共用ゲストルームにみんなが集まって何かしてしまうとかということもありますね。そうすると、マンションの管理規定とか、契約といったものをしっかりして、所有者になった外国の方がその規約をしっかり守るようなことをやってもらわないといけないのではないかという意見も出されました。

それぞれがごもっともな意見だと私は思うのですけれども、関係省庁がその辺のところをどういう形で整理整頓していくのかはこれからのテーマだし、我々規制改革会議もそのような視点も持ってフォローアップをしていきたいと考えております。

記者 民泊についてなのですが、国家戦略特区で今、期間が7日以上ということで、内容もいろいろありますが、これにのっとった形で進めていくのか。あるいは全くゼロベースで考えていくのかをお伺いしたいと思います。というのは、7日以上というと、利用者としてはかなり利用しづらくて、これができても、2泊、3泊でそれこそAirbnbをもし違法になったとしても使って、結局広がっていくのではないかということがちょっと考えられますので、例えばそうなった場合、今度摘発をどんどんしていくのかとか、その辺ももし分かりましたら。

岡議長 私どもとしては、国家戦略特区の方で先行した事例で、全国展開したら良いと思うものについては、そのようにやろうというのが基本的な考え方であります。

民泊についても、国家戦略特区でやっているものが全国展開にふさわしいということであれば活用しない手はないと思っておりますが、今日現在、私どもとしては、冒頭に申し上げたように、もう少し幅広く、大きな視点からシェアリングエコノミーというテーマに取り組んでいきたい。その中の一項目としての民泊ということなので、国家戦略特区でやっているものをそのまま使わせてもらってやるかどうかについてはもうちょっと検討したい。国家戦略特区のやり方を全国展開するという形で関係省庁と議論していくことにはなっておりません。ただ、どのテーマでもそうなのですけれども、活用できるものは活用するという考え方は本件でも持っております。

記者 同じ内容で追加という形でお伺いしたいのですけれども、そうなると、国家戦略特区以上に例えば宿泊日数をもっと少なく、現実に近いものにされていくことも想定されるのか。そうなると、国家戦略特区で新たに条例を作っても、規制改革会議でやったことの方が規制緩和になっているので、条例を作っても余り意味がないことになってくるのではないかと思うのですが、その辺りの整合性は考えていらっしゃるのでしょうか。

岡議長 国家戦略特区と規制改革会議は連携プレーをすることになっておりますので、一義的には両会議の事務局間で連携しながら進めていくことになっております。その上で個別論で効果的、効率的な展開が期待できるようなテーマがあれば、具体的に、例えば双方のワーキング・グループ同士で意見交換するとかをやろうとしています。今、御指摘のようなことが起きるか起きないか、もちろん将来のことは分からない部分がありますが、は

っきりしていることは、その過程のところでは連携しながら、意見交換、情報交換をしながら進めていくことは間違いございません。その展開によっては、国家戦略特区の条例の方をもう少し変えていく可能性もゼロではないと私は考えております。

司会 そのほか何かございますでしょうか。

ございませんでしたら、本日の記者会見はこれぐらいにしたいと思います。よろしく願います。

ありがとうございました。

岡議長 冒頭に申し上げましたが、次回こそ、今期の本会議がどういうことをやるかについて、皆さんに御報告できると思いますので、もうしばらくお待ちください。

以上です。

司会 では、またよろしく願います。

岡議長 どうもありがとうございました。